

区分・種別	県指定有形文化財（彫刻）		
名称	もくぞうじゅういちめんかんのんりゅうぞう 木造十一面観音立像 1 軀		
所在地	松山市久保田町		
所有者	安楽寺	管理団体	
指定年月日	昭和40年4月2日		
解説	<p>松山市の西部にある安楽寺は真言宗智山派の寺で、この寺の十一面観音立像は、像高164センチメートル、カヤ材の一木造である。背面は襟下から裾にわたって背板（後補）を矧ぎつけ、体部には内割りが施され、左手の肘から右手首まで本体と共木でつくられている。</p> <p>現在の姿は、頭上諸面をつけ十一面観音の姿となっているが、大ぶりの古様な髻には、頭上面を植え付けるべき工夫が認められないことから、元来は聖観音像であったものと思われる。各所に虫害による傷みがあり、原状を損っているが、像容はいかにも堂々とした趣があり、像容にも、衣文の意匠にも手慣れた技法を示している。製作は10世紀ころとみられ、平安時代の伊予の作品として注目される作例である。</p>		

